

文教警察企業常任委員会資料

令和5年6月21日

宮崎県警察本部

| | |
|--|--------------|
| 1. 表紙・目次 | 01-02 |
| 2. 予算議案 | 03-07 |
| 令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第2号） | |
| 3. 特別議案 | 08-15 |
| (1) 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | |
| (2) 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | |
| (3) 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | |
| 4. 報告事項 | 16-17 |
| (1) 損害賠償額を定めたことについて | |
| (2) 令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 | |
| 5. その他報告事項 | 18-19 |
| G7 宮崎農業大臣会合等に伴う警備諸対策について | |

予算議案

【議案第1号】
令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

会計課

令和5年度 6月補正 歳出予算説明資料（部別総括表） 公安委員会 (単位：千円)

| 課 | 令和5年度 | | | 令和4年度 | |
|-------|-------|------------|------------|------------|------------|
| | 補正額 | 補正前の額 | 補正後の額 | 当初予算額 | 最終予算額 |
| 公安委員会 | 3,599 | 27,771,183 | 27,774,782 | 27,088,752 | 26,807,856 |
| 一般会計 | 3,599 | 27,771,183 | 27,774,782 | 27,088,752 | 26,807,856 |
| 警察本部 | 3,599 | 27,771,183 | 27,774,782 | 27,088,752 | 26,807,856 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

【議案第1号】

令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

会計課

令和5年度 6月補正

歳出予算説明資料（課別総括表）

警察本部

（単位：千円）

| 会 計 | 令和5年度 | | | | | 令和4年度 | | |
|------|-------|---------|-------|-------|------------|------------|------------|------------|
| | 補正額 | 財 源 内 訳 | | | 補正前の額 | 補正後の額 | 当初予算額 | 最終予算額 |
| | | 国庫支出金 | その他特定 | 一般財源 | | | | |
| 警察本部 | 3,599 | 0 | 2,400 | 1,199 | 27,771,183 | 27,774,782 | 27,088,752 | 26,807,856 |
| 一般会計 | 3,599 | 0 | 2,400 | 1,199 | 27,771,183 | 27,774,782 | 27,088,752 | 26,807,856 |
| | | 県債 | 2,400 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

【議案第1号】
令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

会計課

(単位：千円)

| 会計、科目、事項 | 令和5年度 | | | | | 令和4年度 | | |
|---|-------|-------|-------|-------|------------|------------|------------|------------|
| | 補正額 | 財源内訳 | | | 補正前の額 | 補正後の額 | 当初予算額 | 最終予算額 |
| | | 国庫支出金 | その他特定 | 一般財源 | | | | |
| (会計) 一般会計 | 3,599 | 0 | 2,400 | 1,199 | 27,771,183 | 27,774,782 | 27,088,752 | 26,807,856 |
| (款) 警察費 | 3,599 | 0 | 2,400 | 1,199 | 27,771,183 | 27,774,782 | 27,088,752 | 26,807,856 |
| (項) 警察活動費 | 3,599 | 0 | 2,400 | 1,199 | 3,595,650 | 3,599,249 | 3,359,760 | 3,329,238 |
| (目) 警察活動費 | 3,599 | 0 | 2,400 | 1,199 | 3,595,650 | 3,599,249 | 3,359,760 | 3,329,238 |
| (事項) 一般活動費 | 3,599 | 0 | 2,400 | 1,199 | 1,621,146 | 1,624,745 | 1,521,127 | 1,494,384 |
| | | 県債 | 2,400 | | | | | |
| (説明) 生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費 ④ 1 ドローン活用強化事業 3,599 | | | | | | | | |

新

新規事業の概要（ドローン活用強化事業）

6月補正

警察本部 3,599千円

【財源：一般財源、警察施設整備事業債】

事業の目的

高性能ドローンを整備し、災害現場等での警察力向上に努めるとともに、高度な技量をもった操縦士の育成を行う。

事業の概要

高性能ドローンを購入し警察活動の高度化を図ると共に、緊迫した第一線でも即戦力となれる操縦士の育成を行う

活動内容

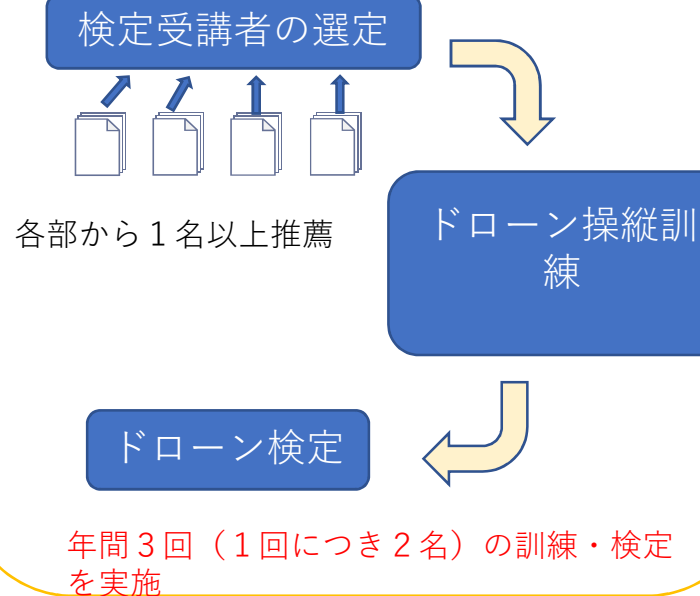


災害現場等での活動状況

成果指標

3年間で18名のドローン操縦士の育成を行う

訓練スケジュール



事業の期間

令和5年度～令和7年度

【別紙】

ドローン活用強化事業

6月補正

要求に至った背景や成果指標の状況

- ・令和4年度 活動用ドローン所持数 1機 → 令和5年度 2機
- ・令和4年度 訓練用ドローン所持数 1機 → 令和7年度 4機
- ・令和4年度 ドローン操縦士数 6名 → 令和7年度 24名

成果指標の状況から見た課題と対応策等

| 課題 | 課題への対応策 | 対応策を講じる理由 |
|-----------------------------------|--|--|
| ・ドローンが故障した際の代替がなく、ドローン操縦士も不足している。 | ・ドローンの増強とドローン操縦士の育成を図り、警察活動を迅速かつ的確に行う。 | ・災害・事件・事故などによる各種警察活動において、年々ドローンの需要が増えており、今後、計画的に増強していく必要がある。 |

国や市町村との役割分担

早期に充実したドローンの整備とドローン操縦士の育成を図り、活躍の場を広げることで、県民の安心・安全を確保する。

| 振替事業 | 事項番号 | 事項・細事項名 | 事業年度 | 事業費（千円） | | |
|------|------|---------|------|---------|-----|------|
| | | | | 国庫 | その他 | 一般県費 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

【議案第6号】

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

総合管理課

1 改正の理由

警察職員が警護対象者の身辺の警護に従事した場合等に支給される特殊勤務手当の額を引き上げるため、関係規定の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 身辺警護等作業手当（条例第3条第25号の作業）の引き上げ

警護対象者の身辺の警護については、昨今の警護を取り巻く情勢の変化から、作業の危険性、困難性及び作業に従事する職員の精神的緊張の度合いが高まっていることから、警護対象者の身辺の警護に従事した場合における特殊勤務手当の額を、1日あたり640円から1,150円に引き上げる。

(2) 遠隔地水上警戒作業手当（条例第3条第27号の作業）の引き上げ

遠隔地水上警戒作業を夜間に行う場合は、昼間に作業を行う場合と比較して一層の危険性を有し、作業に従事する職員に、より強い精神的緊張・肉体的労苦を強いることとなることから、夜間に従事した場合における特殊勤務手当の額を、1日あたり1,100円から1,650円に引き上げる。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

【議案第5号】

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

交通企画課

1 改正の理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習及び関係する規定を整備する必要があるため。

2 改正の内容

| 手数料 | 改正前 | | 改正後 | | |
|-------------------------|--|-------------------|--|-------------------|------------------------------------|
| | | 金額 | | 金額 | |
| 第3条第1項 第68号 講習手数料 | 道交法第108条の2第1項第15号に掲げる講習 (自転車運転者講習手数料) | 2000円 (1時間につき) | 道交法第108条の2第1項第15号に掲げる講習 (特定小型原動機付自転車運転者講習手数料) | 2000円 (1時間につき) | 電動キック ボード新設 上記に伴う 号ずれ |
| | | | 道交法第108条の2第1項第16号に掲げる講習 (自転車運転者講習手数料) | 2000円 (1時間につき) | |

3 施行期日

令和5年7月1日

【議案第5号】

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

交通企画課

特定小型原動機付自転車について

| 原 動 機 付 自 転 車 | | |
|---------------|-------------|------------------|
| | 特定小型原動機付自転車 | 一般原動機付自転車 |
| 最高速度 | 20km/h以下 | 特定小型原動機付自転車以外のもの |
| 定格出力 | 0.6kW以下 | |
| 長さ | 1.9m以下 | |
| 幅 | 0.6m以下 | |
| 運転免許 | 不要 | 必要 |

特定小型原動機付自転車の保安基準項目

前照灯 (ヘッドライト)
 警音器 (クラクション等)
 バッテリーの安全性
 PSEマーク等の基準への適合を確認
 (注)最高速度表示灯
 車道等では点灯、歩道では点滅
 制動装置 (ブレーキ)
 方向指示器 (ウインカー)
 尾灯、制動灯 (テールランプ、ブレーキランプ)
 後部反射器 (リフレクター)

その他満たすべき基準

走行安定性
 段差等を安全に走行できること

スピードリミッター
 設定最高速度を超えて加速しないこと、
 走行中は設定最高速度の変更ができないこと

など

(注)歩道を6km/h以下で走行するモードを有しないものについては、点滅機能は不要 (出典 国土交通省HP)

※上記の基準を満たし、かつ、オートマチックトランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられていることが必要 (道路交通法施行規則)

【議案第5号】

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

交通企画課

特定小型原動機付自転車運転者講習について

1 講習の対象

特定小型原動機付自転車危険行為を3年以内に2回以上行った者に対し、都道府県公安委員会が講習の受講を命じる。

2 特定小型原動機付自転車危険行為

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 信号無視 | ⑩ 環状交差点通行車妨害等 |
| ② 通行禁止違反 | ⑪ 指定場所一時不停止等 |
| ③ 歩行者用道路徐行違反 | ⑫ 整備不良車両の運転 |
| ④ 通行区分違反 | ⑬ 酒気帯び運転等 |
| ⑤ 歩道徐行等義務違反 | ⑭ 共同危険行為等 |
| ⑥ 路側帯進行方法違反 | ⑮ 安全運転義務違反 |
| ⑦ 遮断踏切立入り | ⑯ 携帯電話使用等 |
| ⑧ 優先道路通行車妨害等 | ⑰ 妨害運転 |
| ⑨ 交差点優先車妨害 | |

3 受講命令違反

5万円以下の罰金（道路交通法第120条第17号）

【議案第9号】

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

交通規制課

1 改正の理由

道路交通法の一部を改正する法律により遠隔操作型小型車、特定小型原動機付自転車が新たに定義されたことで道路交通法施行令での信号の意味が改正されたため条例の一部を改正する。

2 改正の内容

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(信号機に関する基準) 第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。 (1) [略] (2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p> | <p>(信号機に関する基準) 第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。 (1) [略] (2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p> |

3 施行期日

令和5年7月1日

【議案第 9 号】

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

交通規制課

遠隔操作型小型車について (根拠：道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号の 5)

●遠隔操作型小型車とは

人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であって遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

原則として歩道又は路側帯を通行すべきこと、歩行者の通行を妨げることとなるときは、当該歩行者に進路を譲らなければならないこと等通行方法が整備された。

| 遠隔操作型小型車の車体の大きさ及び構造の基準 | |
|------------------------|---|
| 車体の大きさ | 長さ 120 cm以下 |
| | 幅 70 cm以下 |
| | 高さ 120 cm以下 (センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さ) |
| 車体の構造 | 原動機として、電動機を用いること。 |
| | 6 km/hを超える速度を出すことができないこと。 |
| | 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。 |

| 非常停止装置の基準 |
|--------------------------|
| 押しボタンの操作により作動するものであること。 |
| 押しボタンは容易に識別できるものであること。 |
| 作動時に直ちに原動機を停止させるものであること。 |

●道路における通行

遠隔操作型小型車の使用者は、遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。



【議案第9号】

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

交通規制課

特例特定小型原動機付自転車について

(根拠：道路交通法第17条の2第1項)

特定小型原動機付自転車のうち、下記の要件に該当すること。

【要件】

- ① 他の車両を牽引していないこと。
- ② 道路運送車両の保安基準に規定する基準に適合する**最高速度表示灯が点滅**していること。
 - ・ 60回～120回/mで点滅（ウインカーと同じ）
- ③ **構造上の最高速度が6 km/h以下**であること。

歩道を通行する他の原動機を用いる車
(身体障害者用の車・移動用小型車)と同じ。
- ④ 歩行者の通行を妨げるおそれのない構造であること。
 - ・ 側車を付していないこと。
 - ・ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
 - ・ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

最高速度表示灯
(イメージ)



【議案第9号】

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

交通規制課

信号表示の対象 (根拠：道路交通法施行令第2条)

| | 改正前 | 改正後 |
|---|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者 ・自転車 | <ul style="list-style-type: none"> 〔・歩行者 ・遠隔操作型小型車〕 〔・特定小型原動機付自転車 ・自転車〕 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者 ・普通自転車 | <ul style="list-style-type: none"> 〔・歩行者 ・遠隔操作型小型車〕 〔・特例特定小型原動機付自転車 ・普通自転車〕 |

報告事項

令和4年度 宮崎県繰越明許費繰越計算書

会計課

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|-------|---------------|------------------|-----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|-------------|---------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国庫支出金 | 県債 | その他 | |
| 土木費 | 住宅費 | 公共県営住宅建設事業 | 855,731,000 | 225,425,000 | 0 | 100,906,000 | 124,400,000 | 0 | 119,000 |
| 教育費 | 教育総務費 | 臨時営繕事業 | 291,107,000 | 55,841,000 | 0 | 0 | 41,800,000 | 0 | 14,041,000 |
| 教育費 | 教育総務費 | 県立学校老朽化対策事業 | 859,600,000 | 256,954,000 | 3,694,800 | 0 | 196,000,000 | 0 | 57,259,200 |
| 教育費 | 保健体育費 | 県立学校運動場整備事業 | 24,177,000 | 20,371,000 | 0 | 0 | 15,200,000 | 0 | 5,171,000 |
| 災害復旧費 | 文教施設 災害復旧費 | 文教施設災害復旧事業 | 280,644,000 | 113,504,000 | 0 | 6,041,000 | 81,100,000 | 0 | 26,363,000 |
| 教育費 | 教育総務費 | スクールバス安全装置導入支援事業 | 6,660,000 | 6,660,000 | 0 | 6,660,000 | 0 | 0 | 0 |
| 教育費 | 教育総務費 | スクールバス安全装置導入支援事業 | 3,780,000 | 3,780,000 | 0 | 3,780,000 | 0 | 0 | 0 |
| 教育費 | 保健体育費 | 練習環境整備事業 | 1,380,991,000 | 696,421,073 | 178,703,687 | 126,570,000 | 332,800,000 | 0 | 58,347,386 |
| 教育費 | 社会教育費 | 文化財保存整備補助事業 | 9,000,000 | 3,561,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,561,000 |
| 警察費 | 警察管理費 | その他警察施設営繕等事業 | 1,146,779,000 | 118,603,000 | 0 | 0 | 50,600,000 | 0 | 68,003,000 |
| 警察費 | 警察活動費 | 交通安全施設整備事業 | 1,338,740,000 | 30,615,000 | 0 | 13,780,000 | 13,700,000 | 0 | 3,135,000 |
| 計 | | 151件 | 152,736,567,000 | 84,936,539,902 | 3,461,523,311 | 43,487,317,794 | 28,923,900,000 | 811,189,564 | 8,252,609,233 |

G 7 宮崎農業大臣会合等に伴う警備諸対策について

外事課、警備第二課

1 G 7 宮崎農業大臣会合に伴う事前対策

(1) 要人警護訓練



令和4年10月18日、宮崎駅前広場において実施

(2) 爆発物原材料対策研修会



令和4年11月24日、警察本部において実施

(3) サイバー攻撃に対する共同対処訓練



本年4月7日、シーガイア・コンベンションセンターにおいて実施

2 G 7 宮崎農業大臣会合開催中の対策

(1) 会場周辺の警戒検問



本年4月20日から23日までの間、24時間体制で実施

(2) 警察犬による警戒警備



本年4月20日から23日までの間、実施

(3) 要人の警護



要人の安全を確保するための警護を実施

G 7 宮崎農業大臣会合等に伴う警備諸対策について

外事課、警備第二課

3 G 7 広島サミット首脳会合に伴う警備について

令和5年5月19日から5月21日の間に開催されたG 7 広島サミットに伴う警備では、最大時約2万4000人の警察官で警備を実施。

特別派遣部隊として、本県からも連合機動隊(沿道警戒)・警護部隊(要人警護)・航空機部隊・船舶部隊が特別派遣され、警備に従事。



沿道警戒（雨天時）



沿道警戒（晴天時）



沿道警戒（車列通過時）



航空機部隊



離県時における保育園児の見送り